

第 11 期 事業報告

（ 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで ）

阪神国際港湾株式会社

事業報告

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、民の視点による効率的な港湾運営を推進するため、平成26年10月1日に神戸・大阪両埠頭会社を経営統合し、阪神国際港湾株式会社を設立しました。港湾運営会社として阪神港を一元的に運営することで、トータルコスト削減等の効率化を図るとともに、阪神港利用者のサービス向上に取り組んでいます。また、国及び両港湾管理者との協働体制のもと、「集貨」・「創貨」・「競争力強化」を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策の一翼を担う組織として、阪神港の国際競争力強化に向けた取り組みを進めています。

令和6年度の世界の国際海上コンテナ物流は、スエズ運河の航路迂回やパナマ運河の渇水等によるスケジュールの乱れを原因として、大きな影響を受けました。阪神港においては、これらの影響に加えて中国経済の低迷もあり、令和6年の外貿コンテナ貨物量は前年比0.6%減と、コロナ禍以降、依然として厳しい状況が続いています。

このような状況の中、当社の使命は西日本の拠点港として、国民生活や経済活動に必要不可欠である物流を支え、また日本のサプライチェーンを第三国に委ねることなく国際物流機能を確保することであり、阪神港として、このような使命を果たす施策に取り組んできました。

① 国際コンテナ戦略港湾政策の推進

ア. 集貨

集貨については、国際基幹航路の維持・拡大をはじめ、東南アジア等の様々な外航航路の多頻度化とともに、当社が重要なインフラとして位置づけている内航フィーダーネットワークの充実を図るため、両港湾管理者と連携した集貨施策に、引き続き取り組みました。荷主・物流事業者に対しては、サプライチェーンの安定化を図るため、集貨事業を活用して阪神港への利用転換を促進しました。

取り組みの中核となる内航フィーダーによる集貨においては、令和6年度より新たに「日本諸港利用促進事業」を開始し、九州・四国・日本海側等の計14港の地元港湾と連携し、内航フィーダー利用促進に取り組みました。また、阪神港と日本海側港湾（秋田、新潟、伏木富山、敦賀、舞鶴、境港）を結ぶ内航フィーダー航路において、令和6年10月から直江津港にも新規寄港を開始し、これらの取り組みにより、阪神港への集貨ネットワークが強化され、また輸送ルートを選択肢を増やすことで、サプライチェーンの安定化を求める国内荷主の利便性の向上に貢献してきました。

ポートセールス活動においては、国内では、令和5年4月に内航フィーダーが就航した熊本県（令和6年7月）及び富山県（同11月）にて阪神港セミナーを開催し、荷主・物流事業者向けの集貨支援メニューの他、阪神港における「新・港湾情報システム（CONPAS）」を紹介する等、阪神港の取り組みをPRしました。また、海外では、主要外航船社の本社に対し、国及び横浜川崎国際港湾株式会社とともにトップセールスを実施した他、両港湾管理者と連携した海外ポートセールス活動として、インドネシア共和国ジャカルタにて神戸港セミナー（令和6年8月）を、インド共和国ムンバイにて大阪港セミナー（令和7年1月）を、それぞれ実施しました。

イ．創貨

創貨については、大阪港からの食の輸出促進を図るため、「第8回“日本の食品”輸出 EXP0」に出展するとともに、「第8回大阪港 食の輸出商談会&勉強会」を対面及びオンラインで開催しました。これらの取り組みにより、商流の拡大に向け、商社（国内サプライヤー）と海外バイヤーとの商談機会を確保することができました。

新たなコンテナ貨物創出の取り組みとしては、産直港湾・堺泉北港官民連携協議会のコアメンバーとして、柿等の農産品輸出海上輸送トライアルやコールドチェーン輸送実証等を実施し、また食の輸出の取り組みとして、リーファー輸出混載サービスへの支援事業を実施したことにより、神戸港で2事業者3サービスが新たに開設される等、食の輸出の利便性を向上させました。

ウ．競争力強化

競争力強化については、ハード面では、船舶大型化への対応やターミナル一体利用の促進による施設の効率的な運用と、外航・内航の接続性向上による積み替え機能の強化を目指し、ヤードの拡張や高規格ガントリークレーンの整備を進めるとともに、既存施設の計画的な更新を進めました。

神戸港では、PC13～17 ターミナルにおいて、蔵置能力の増強、施設の一体利用促進による利便性・生産性の向上を図り、ターミナル運営の効率化を推進するため、令和4年度からヤードやコンテナフレートステーション（CFS）の整備に取り組んできました。CFSについては令和6年2月に、ヤードについては、PC13 ターミナルを同4月に供用開始しており、令和7年度の全体完成に向け、着実に整備を進めています。また、RC6/7 ターミナル及び隣接する RS-B/C パースは、令和5年1月より一体利用を開始しており、令和6年6月には老朽化したガントリークレーン2基の撤去と、RC4/5 ターミナルからの2基の移設を完了しました。

大阪港では、2025年大阪・関西万博開催時の物流交通対策にも資する C12 ターミナルの延伸・拡張部について、ゲート等のターミナル施設の整備を令和6年5月に、借受者によるゲートシステムの改良についてもその後に、それぞれ完了し、万博開催前の令和7年2月に供用を開始しています。

一方、ソフト面では、ゲート搬出入予約と搬出入コンテナ情報の事前入手が可能となる CONPAS の導入・普及を進めており、利便性を高めるため空コンテナの搬入出にかかる機能の導入や、ターミナル内での荷繰りを効率化する予約情報の提供について、国・両港湾管理者・ターミナルオペレーター・海貨事業者・海上コンテナ輸送事業者等とともに進めています。C10・C12 ターミナルにおいては令和6年3月に、PC18 コンテナターミナルにおいては同9月に、それぞれ常時運用を開始し、利用率の拡大に向けた取り組みを進めています。

また、AI ターミナルの実現を目指し、国の「サイバーポート進捗管理ワーキンググループ（港湾物流分野）」に参画し、港湾物流の生産性向上を図るための検討を行いました。

さらに、カーボンニュートラルポート（CNP）の実現に向け、国が実施する「阪神港における荷役機械高度化実証事業委託業務」を受託し、PC15～17 ターミナルにおいて、世界で初めてタイヤ式門型クレーン（RTG）に水素エンジン発電機を換装し、水素を燃料とした荷役機械の試運転を行う等、令和7年度の現地稼働実証に向けた準備を進めました。また、ヤード照明の LED 化を進めており、神戸港では PC13～17 ターミナルで、大阪港では C10～12 ターミナルで、それぞれ整備が完了し、他ターミナルについても、順次整備を進めています。

② フェリー埠頭の活性化

フェリー埠頭の活性化については、大阪港国際フェリーターミナルにおいて、船舶の大型化に対応する係船柱の増設を令和6年5月に完了し、同6月から日中間を結ぶ国際フェリーの大型新造船が就航しています。また、2025年大阪・関西万博を見据え、大阪南港フェリーターミナルにおいて、旅客ターミナルの内装をリニューアルするとともに、九州・四国から阪神港へのフェリーを利用した集客の増加を目的に、両港湾管理者等と連携したプロモーションを実施しました。

③ 埠頭施設の運営管理

阪神港の一元的運営については、国・両港湾管理者・大阪港の埠頭会社の施設を借り受け、効率的・機動的な運営を行うことにより、阪神港利用者のサービス向上に取り組んできました。

神戸港では、ポートアイランドにおいて、コンテナ埠頭11バース、ライナー埠頭15バース、六甲アイランドにおいて、コンテナ埠頭7バース、内航フェリー埠頭3バースの管理運営を行いました。

大阪港では、咲洲において、コンテナ埠頭6バース、国際フェリー埠頭2バース、ライナー埠頭7バース、内航フェリー埠頭5バース及び大阪港総合流通センター等を、また夢洲において、令和6年5月に完成したC12ターミナルの延伸・拡張部を含め、コンテナ埠頭3バース及び付帯施設の管理運営を行いました。

また、当社施設と埠頭会社等から借り受けた施設の維持修繕を一元的に実施することにより、トータルコストの削減を図るとともに、機動的に借受者の要望に対応してきました。

④ 海外港湾の運営への参画

平成30年12月に議決権株式の2.5%を取得したカンボジア王国シハヌークビル港湾公社(PAS)の株主総会に参加し、現地でターミナルにおける施設の運営・運用について、意見交換を行いました。

（２）設備投資の状況及び資金調達状況

当事業年度の主な設備投資の状況は、下記のとおりとなっています。

事業区分		地区名	内容	実施額（税込）
貸付金事業	港湾法第 55 条の 7 に基づく事業	咲洲	荷役機械整備	1,115 百万円
	港湾法第 55 条の 9 に基づく事業	夢洲	ヤード整備、 荷役機械整備	2,300 百万円
		ポートアイランド	ヤード整備	2,200 百万円
		六甲アイランド	電気設備整備	45 百万円
	小計			5,660 百万円
補助金事業		夢洲	照明設備整備	195 百万円
その他事業		咲洲 夢洲 ポートアイランド 六甲アイランド	ヤード整備、 空調設備整備、 照明設備整備、 電気設備整備 等	426 百万円
合計				6,281 百万円

※港湾法第 55 条の 9 に基づく事業の財源は、国庫金転貸無利子借入金（４割）、港湾管理者無利子借入金（４割）、特別転貸債借入金（１割）、自主財源等（１割）で構成されています。

貸付金事業にかかる資金調達については、次のとおりとなっています。

借入区分	金額
国庫金転貸無利子借入金	2,264 百万円
港湾管理者無利子借入金	2,264 百万円
特別転貸債借入金	566 百万円
市中銀行借入金	566 百万円
合計	5,660 百万円

補助金事業にかかる財源は、次のとおりとなっています。

港湾管理者（補助金）	自己資金	合計
47 百万円	148 百万円	195 百万円

(3) 直近事業年度の財産及び損益の状況

区分	第 8 期	第 9 期	第 10 期	第 11 期 (当事業年度)
営業収益 (百万円)	14,849	13,252	18,653	17,694
経常利益 (百万円)	1,406	1,023	1,120	788
当期純利益 (百万円)	971	704	781	555
1 株当たり当期純利益 (円)	33,271.53	24,115.80	26,760.05	19,018.87
総資産 (百万円)	37,887	45,477	50,874	53,994

(4) 対処すべき課題

世界の国際海上コンテナ物流は、引き続きスエズ運河の航路迂回等によるスケジュールの乱れやアメリカの関税措置等により、大きな影響が見込まれます。また、コンテナ船の大型化の進展に加え、アライアンスの再編に伴ってジェミニコーポレーションがハブ機能を釜山港から上海港へ変更した影響により、これまで以上に釜山港との貨物獲得競争の激化が予想され、より競争力のある施策が求められます。

このような状況の中、新たに策定した中期経営計画の施策を軸に、阪神港を取り巻く環境や時代の要請を的確に把握し、「集貨」・「創貨」・「競争力強化」を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策に加え、CNP 施策を着実に進め、西日本のゲートウェイとして、国民生活や経済活動に必要不可欠である物流機能を安定的に確保することが、当社の使命であると認識しています。

特に、重要なインフラと位置づけている内航フィーダーについては、内航船員不足や西日本諸港の港湾労働者不足の課題はあるものの、ネットワーク強化に向けた支援を進めるとともに、三国間輸送されているコンテナ貨物へのトランシップに対して支援を行い、国内外の貨物を阪神港に集める仕組みを構築し、阪神港の港勢拡大に取り組んでいきます。

また、農産品の輸出拡大に向け、様々な事業者と連携し、海外での展示会への出展により開拓を進め、リーファーコンテナでの輸出機会の創出に、引き続き取り組んでいきます。

さらに、コンテナターミナルの更なる効率化かつ生産性の高い運用を目指し、コンテナターミナルの一体利用に向けた施設整備やガントリークレーンの遠隔実証事業、CONPAS をはじめとする「デジタルトランスフォーメーション (DX)」を導入していきます。加えて、CNP 形成を促進していくため、液化天然ガス (LNG) のバンカリング拠点形成事業や、コンテナターミナルおよびガントリークレーン照明の LED 化等を着実に実施していきます。

これらの施策を総合的に推進していくことで、阪神港の利便性の確保や信頼性の向上が図れるよう、真摯に取り組んでいきます。

(5) 主要な事業内容

外貨埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
港湾振興に寄与する集貨・集客促進事業の実施
海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査

(6) 本社及び大阪事業部

本 社 神戸市中央区御幸通 8-1-6
大阪事業部 大阪市住之江区南港北 2-1-10

(7) 従業員の状況 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

従業員数
89 名

(注) 上記従業員数は、執行役員、社員(国及び両港湾管理者からの派遣者含む)、準社員の数であり、人材派遣会社からの派遣者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先及び借入額 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

借入先	借入残高
神戸市	19,694 百万円
大阪市	10,657 百万円
株式会社三井住友銀行	1,370 百万円
株式会社みずほ銀行	342 百万円
株式会社三菱 UFJ 銀行	212 百万円
株式会社日本政策投資銀行	98 百万円
大阪港埠頭株式会社	806 百万円

2. 株式に関する事項 (令和 7 年 3 月 31 日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,000,000 株

(2) 発行済株式の総数 29,200 株

(3) 株主の状況

株主	持株数
財務大臣	10,000 株
神戸市	9,000 株
大阪市	9,000 株
株式会社三井住友銀行	800 株
株式会社みずほ銀行	200 株
株式会社三菱 UFJ 銀行	200 株
合計	29,200 株

3. 会社役員に関する事項（令和7年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
木戸 貴文	代表取締役社長	
田中 利光	代表取締役副社長	
吉井 真	取締役副社長	
中樋 博行	取締役専務	
長谷川 憲孝	取締役	神戸市港湾局長
丸山 順也	取締役	大阪港湾局長
伴野 拓司	取締役	日本郵船株式会社 常務執行役員
黒田 晃敏	取締役	一般社団法人日本港運協会 理事長
須藤 明彦	取締役	株式会社大森廻漕店 代表取締役会長
森脇 肇	監査役	
小林 潔司	監査役	

（注1）長谷川憲孝氏、丸山順也氏、伴野拓司氏、黒田晃敏氏及び須藤明彦氏は、会社法第2条第15号に定める非業務執行取締役です。

（注2）森脇肇氏及び小林潔司氏は、会社法第2条第16号に定める監査役です。

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	9名	67百万円
監査役	2名	2百万円
合計	11名	69百万円

（注1）取締役の支給人員並びに支給額には、令和6年4月30日付並びに令和6年6月24日付で退任した取締役2名に対する報酬が含まれております。

（注2）当事業年度末現在の人員は、取締役9名、監査役2名ですが、無報酬の非業務執行取締役が2名含まれております。

（注3）平成26年10月1日開催の臨時株主総会において、取締役報酬総額を年額80百万円以内、監査役報酬総額を年額8百万円以内と決議いただいております。

5. 非業務執行取締役及び監査役の主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
取締役	長谷川 憲孝	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 5 回のうち 3 回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	丸山 順也	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 5 回のうち 4 回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	伴野 拓司	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 5 回のうち 4 回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	黒田 晃敏	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 5 回のうち 3 回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
取締役	須藤 明彦	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 5 回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	森脇 肇	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 5 回のうち 4 回に出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
監査役	小林 潔司	当事業年度内の任期中に開催された取締役会 5 回全てに出席し、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

6. 非業務執行取締役及び監査役との責任限定契約内容の概要

当社は非業務執行取締役、監査役の全員と責任限定契約を締結しており、内容は次のとおりです。

(1) 非業務執行取締役の責任限定契約

非業務執行取締役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

(2) 監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

7. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額 6 百万円

8. 会社の体制及び方針

当社は、内部統制体制を確立するため、平成 26 年 10 月 1 日開催の取締役会で「内部統制システムの整備に関する基本方針」（平成 26 年 10 月 1 日施行）を制定しました。

当該基本方針の内容および運用状況は次のとおりです。

(1) 取締役及び執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(基本方針)

- ① 執行役員制度を採用し、取締役の職務と業務執行に関する職務権限を区分することにより、業務執行における責任の明確化を図る。

- ② 取締役及び執行役員は、会社の企業活動のあらゆる場面において、法令及び定款を厳格に遵守する。
- ③ 業務の適正を確保する体制を確立するため、副社長（総務担当）をコンプライアンス担当役員とし、コンプライアンス担当役員は、監査役と協力して未然に法令及び定款の違反を防止する。
- ④ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに取締役会に報告し、適切な処置をとる。
- ⑤ 監査役は、コンプライアンスの運用に問題があると認めるときには、取締役会において意見を述べるとともに、その改善策の策定を求めることができる。

（運用状況）

- ・内部統制システムの適切な運用により、取締役及び執行役員は法令及び定款に則って職務を遂行しております。

（２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（基本方針）

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存及び管理を行う。
- ② 情報公開規程において、閲覧の条件等を明確にするとともに、これに適合した文書は、常時、閲覧できるようにする。

（運用状況）

- ・各種規程に則り、適切に情報の保存及び管理を行っております。

（３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

（基本方針）

- ① リスク管理体制を確立するため、副社長（総務担当）をリスク管理担当役員とする。全社的なリスク管理に係る対応は総務部が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が対応する。
- ② 必要に応じて、規程・要綱・要領の制定、研修の実施等を行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる体制を整える。

（運用状況）

- ・リスク管理委員会を開催し、リスクの発生につながる事項について社内で情報共有するとともに、リスクを事前に回避し、リスク顕在時もその影響が最小限となるよう業務を遂行しております。

（４）取締役の職務の執行並びに執行役員の業務執行が適正かつ効率的に行われることを確保するための体制

（基本方針）

- ① 取締役会は、執行役員に業務執行に関する職務権限を委譲し、事業運営に関する迅速な意思決定及び機動的な職務執行を推進する。
- ② 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役会において経営計画を策定し、当該経営計画に基づき取締役及び執行役員は職務を執行する。
- ③ 取締役会付議事項の他、業務執行にかかる重要事項については、取締役、執行役員等にて構成さ

れる経営会議において審議する。

- ④ 取締役会規則、執行役員規則、職務権限規程その他業務運営規程に基づき、取締役及び使用人（執行役員も含む。以下同じ。）の職務権限を定め、適正かつ効率的に職務の執行を行う。

（運用状況）

- ・執行役員制度の導入により、業務執行に関する職務権限が委譲されるなど、適正かつ効率的な業務執行がなされております。
- ・取締役会において策定された中期経営計画に基づき、職務を執行しております。
- ・取締役会付議事項の他、業務執行にかかる重要事項については、経営会議において審議されております。
- ・各種規程に則り、適正かつ効率的に職務の執行を行っております。

（５）使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（基本方針）

- ① 取締役会は、執行役員の業務執行状況を監督する。
- ② 使用人が業務を行うに当たり法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて使用人に対するコンプライアンス教育研修及び啓発活動を行う。
- ③ 会社の事業活動において法令及び定款の違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、使用人及び関係者からの報告体制を整える。

（運用状況）

- ・取締役会において、四半期ごとに業務執行状況報告がなされております。
- ・内部監査規程に基づき内部監査を実施するとともに、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンス研修をはじめとする社員研修を実施しております。
- ・外部の通報窓口を設置し、内部通報処理規程に基づき制度の運用を図っております。

（６）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

（基本方針）

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役を補助すべき使用人として監査役補助者を使用人の中から任命することが出来ることとする。
- ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保する。

（運用状況）

- ・監査役は総務部担当の常務執行役員との間で情報共有がなされており、監査業務の実効性確保に努めております。

（７）取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

（基本方針）

- ① 取締役は、取締役会規則の規定に従い、会社の業務執行の状況その他必要な情報を取締役会において報告又は説明する。
- ② 取締役及び使用人は、法令及び定款の違反等の事項に加え、会社の信用若しくは業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速や

かに当該事項を報告する。

(運用状況)

- ・取締役等は、取締役会や経営会議において、会社の業務執行の状況その他必要な情報を報告、説明しております。

(8) 監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(基本方針)

- ① 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び使用人に対して随時その報告を求めることができる。当該報告を求められた者は、速やかに当該報告を行う。
- ② 監査役は、取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う。

(運用状況)

- ・監査役は業務監査を自ら実施し、代表取締役社長は「監査の結果・意見」について措置状況を報告しております。
- ・監査役は取締役会に出席し、適宜必要な発言を行うとともに、会計監査人と意見交換を行っております。

(注) 本事業報告に記載の金額は、単位表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

第 11 期

計 算 書 類

（ 令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで ）

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書
- ・個別注記表

阪神国際港湾株式会社

貸借対照表

令和7年3月31日現在

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	19,782,805	【流動負債】	9,362,972
現金及び預金	11,554,005	営業未払金	6,875,618
営業未収金等	5,331,787	1年内返済長期借入金	2,111,111
貯蔵品	356,538	リース債務	950
未収入金	1,496,433	未払金	161,798
前払費用	64,491	未払費用	8,942
未収消費税等	648,436	未払法人税等	88,720
その他	331,112	前受収益	31,696
【固定資産】	34,211,201	賞与引当金	51,738
(有形固定資産)	29,756,628	その他	32,395
建物	7,497,894	【固定負債】	35,569,788
構築物	5,358,386	長期借入金	31,071,865
機械及び装置	11,576,537	リース債務	3,247
工具、器具及び備品	547,652	長期預り敷金保証金	4,339,214
リース資産	3,688	退職給付引当金	155,461
建設仮勘定	4,772,468	負債合計	44,932,761
(無形固定資産)	123,512	純資産の部	
ソフトウェア	5,578	【株主資本】	8,755,275
施設利用権	72,061	(資本金)	730,000
無形固定資産仮勘定	45,872	(資本剰余金)	730,000
(投資その他の資産)	4,331,060	資本準備金	730,000
長期性預金	2,000,000	(利益剰余金)	7,295,275
投資有価証券	1,183,336	その他利益剰余金	7,295,275
差入敷金保証金	908,704	繰越利益剰余金	7,295,275
長期前払費用	39,397	【評価・換算差額等】	305,969
繰延税金資産	199,622	その他有価証券評価差額金	305,969
		純資産合計	9,061,245
資産合計	53,994,006	負債純資産合計	53,994,006

損 益 計 算 書

自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

科目	金額	
営業収益		17,694,684
営業費用		14,836,171
営業総利益		2,858,512
販売費及び一般管理費		2,133,368
営業利益		725,144
営業外収益		
受取利息	14,578	
有価証券利息	2,552	
受取配当金	41,328	
業務受託収入	16,805	
貸倒引当金戻入額	17,639	
その他	28,044	120,947
営業外費用		
支払利息	39,447	
固定資産除却損	15,724	
その他	2,007	57,179
経常利益		788,913
特別利益		
補助金収入	47,495	47,495
特別損失		
固定資産圧縮損	45,876	45,876
税引前当期純利益		790,532
法人税、住民税及び事業税	182,634	
法人税等調整額	52,546	235,181
当期純利益		555,351

株主資本等変動計算書

自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日

阪神国際港湾株式会社

(単位:千円)

	株主資本						評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
				繰越利益剰余金				
当期首残高	730,000	730,000	730,000	6,591,225	6,591,225	8,051,225	338,308	8,389,534
誤謬の訂正による 累積的影響額				148,698	148,698	148,698		148,698
誤謬の訂正を反映した 当期首残高	730,000	730,000	730,000	6,739,924	6,739,924	8,199,924	338,308	8,538,232
当期変動額								
当期純利益				555,351	555,351	555,351		555,351
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							△ 32,338	△ 32,338
当期変動額合計	-	-	-	555,351	555,351	555,351	△ 32,338	523,012
当期末残高	730,000	730,000	730,000	7,295,275	7,295,275	8,755,275	305,969	9,061,245

個 別 注 記 表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1)有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券 償却原価法によっております。

その他有価証券 ア. 市場価格のない株式等以外のもの
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

イ. 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法によっております。

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

貯蔵品 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産 定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、機械及び装置のうち、ガントリークレーンについては、経済的使用可能予測期間に基づく期間（16 年）を耐用年数としております。

(2)無形固定資産 定額法を採用しております。なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、見込利用可能期間(5 年以内)に基づいております。

(3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額を計上（簡便法による）しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受託工事に係る収益は、主に埠頭施設整備関係の工事であり、委託者との委託契約に基づいて、受託工事を提供する履行義務を負っております。当該委託契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

II 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用

当事業年度より、「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更が財務諸表に与える影響はありません。

III 誤謬の訂正に関する注記

当事業年度において、過年度における維持修繕費の処理に誤りが判明しました。

この誤謬を訂正するために、修正再表示をしております。この修正再表示により、期首の利益剰余金が148,698千円増加しております。

IV 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「I 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

V 貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

投資有価証券 90,000 千円を行政財産賃貸借契約にかかる契約保証金として差し入れております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 15,938,719 千円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	4,950,460 千円
長期金銭債権	146,388 千円
短期金銭債務	1,601,487 千円
長期金銭債務	28,757,501 千円

4. 営業未収金等

営業未収金等のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

顧客との契約から生じた債権	4,002,276 千円
契約資産	1,329,510 千円

5. 圧縮記帳額

補助金の受入れによる有形固定資産の取得価額から直接減額された圧縮記帳額は、次のとおりであります。

構築物	45,876 千円
合計	45,876 千円

VI 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高（関係会社：国・神戸市・大阪市）

営業収益	4,519,700 千円
営業費用	2,651,273 千円
販売費及び一般管理費	△846,287 千円
営業取引以外の取引	88,789 千円

販売費及び一般管理費の取引高には国際戦略港湾競争力強化対策事業費補助金及び阪神港の集貨事業に関する協定書に基づく負担金による収入が含まれております。

VII 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	29,200 株
------	----------

VIII 税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,668 千円
賞与引当金	15,821 千円
退職給付引当金	48,923 千円
繰延資産	256,007 千円
未払不動産取得税	18,942 千円
貯蔵品	2,440 千円
減価償却超過額	646 千円
その他	4,105 千円
繰延税金資産合計	349,555 千円

繰延税金負債

未収労働保険料	59 千円
未払事業税等認容	3,451 千円
退職給与負債調整勘定	5,917 千円
その他有価証券評価差額金	140,505 千円
繰延税金負債合計	149,933 千円
繰延税金資産の純額	199,622 千円

2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 13 号）」が 2025 年 3 月 31 日に国会で成立したことに伴い、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されることとなりました。

これに伴い、2026 年 4 月 1 日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異等については、繰延税金資産及び繰延税金負債を計算する法定実効税率は 30.58%から 31.47%に変更されます。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は 3 百万円増加し、法人税等調整額が 6 百万円増加し、その他有価証券評価差額金が 3 百万円減少しております。

IX 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については元本返還の確実性が高く、かつ有利な円建て預貯金、債券に限定しております。

また、資金調達については、「港湾法」等に基づき、設備投資にかかる借入を行っております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

長期性預金は、定期預金であり、取引先金融機関の信用リスクに晒されております。投資有価証券のうち上場株式は市場価格の変動リスク・為替リスク、債券は発行体の信用リスク・市場価格の変動リスク、出資金は主に業務上の関係を有する企業の出資金であり、発行体の信用リスクに晒されております。差入敷金保証金は、賃貸借契約に係るものであり、差し入れ先の信用リスクに晒されております。

長期借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。長期預り敷金保証金は、賃貸借契約に係るものであります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和7年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式（貸借対照表計上額144,950千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、「現金及び預金」、「営業未収金」、「未収入金」及び「営業未払金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額※	時 価	差 額
(1)長期性預金	2,000,000	2,000,000	—
(2)投資有価証券	1,038,386	1,036,412	△1,974
(3)差入敷金保証金	908,704	794,668	△114,035
(4)長期借入金	(33,182,977)	(32,967,269)	(△215,707)
(5)長期預り敷金保証金	(4,339,214)	(4,145,825)	(△193,389)

※負債に計上されているものについては、()で示しております。

(1)長期性預金

時価については、預入金の元利金合計額を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で算定しております。

(2)投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(3)差入敷金保証金

時価については、一定の期間で区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(4)長期借入金

1年以内の返済を予定している借入金を含んでおります。

また、時価については、借入金の元利金合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しております。

(5)長期預り敷金保証金

時価については、一定の期間で区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

X 関連当事者との取引に関する注記

1. 主要株主

種類	会社等名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主	神戸市	被所有 直接 30.80%	設備投資資金の借入	設備投資資金の借入 (注 1)	2,020,500	一年内返済 長期借入金	1,091,196
				設備投資資金の返済 (注 1)	825,519	長期借入金	18,603,314
			委託業務の受託	ポートアイランド第2期コンテナターミナル拡張関連業務 (注 2)	862,400	営業未収金	862,400
			委託業務の受託	新港西地区波除堤他整備業務 (注 2)	2,336,358	営業未収金	2,336,358
			負担金の収受	阪神港の集貨事業に関する負担金 (注 3)	778,819	未収入金	778,819
			事業用地等の賃借	事業用地等の賃借 (注 4)	1,629,474	営業未払金	—
			負担金の収受	新・港湾情報システムに関する負担金 (注 5)	13,776	未収入金	13,776
	大阪市	被所有 直接 30.80%	設備投資資金の借入	設備投資資金の借入 (注 1)	3,073,500	一年内返済 長期借入金	503,700
				設備投資資金の返済 (注 1)	494,847	長期借入金	10,154,186
			補助金の収受	CNP 認証取得に関する補助金 (注 6)	47,495	未収入金	47,495

(注 1) 港湾法に基づく無利子資金の貸付要綱に基づき借入を行っております。

(注 2) 委託契約書に基づき取引を行っております。

(注 3) 阪神港（神戸港）の集貨事業に関する協定書に基づき負担金を収受しております。

(注 4) 賃貸借契約書及び港湾施設専（占）用使用許可書に基づき取引を行っております。

(注 5) 阪神港（神戸港）の新・港湾情報システムに関する協定書に基づき負担金を収受しております。

(注 6) 大阪市 CNP 認証取得に関する補助金交付要綱に基づき補助金を収受しております。

2. 兄弟会社等

種類	会社等名称	議決権等の所有	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主の子会社	大阪港埠頭株式会社	なし	事業用地等の賃借	事業用地等の賃借 (注 1)	2,717,856	—	—
				事業用地等の賃借に係る敷金の差入・返還 (注 1)	—	差入敷金 保証金	679,491
			設備投資資金の借入	設備投資資金の返済 (注 2)	146,666	一年内返済 長期借入金 長期借入金	146,666 659,997

(注 1)賃貸借契約書に基づき取引を行っております。

(注 2)金銭消費貸借契約書に基づき借入を行っております。

3. 役員等

役員及びその近親者との取引に注記すべき事項はありません。

XI 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 310,316 円 62 銭

1 株当たり当期純利益 19,018 円 87 銭

XII 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

本計算書類中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

また、1 株当たり情報は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。